

# 船舶事故調査報告書

平成29年7月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成29年3月9日 06時40分ごろ
発生場所	宮城県東松島市宮戸島南方沖 波島灯台から真方位250° 2,500m付近 (概位 北緯38°18.5′ 東経141°09.5′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>テティス</sup> Thetisは、東進中、のり養殖施設に進入して同施設が損傷した。
事故調査の経過	平成29年3月14日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Thetis、4.4トン
船舶番号、船舶所有者等	210-44861宮城、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 養殖用筏 <sup>いかだ</sup> に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、宮城県塩竈市所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）を発し、釣り場に向けて約15～20ノットの対地速力で東進中、船長が船首方約10～20mの所に海面から出た竹ざおを認めたが、あなご漁等の漁具と思い、減速して竹ざおの近くを航行したところ、のり養殖施設に進入した。</p> <p>本船は、本件マリーナが手配した船舶よりのり養殖施設から引き出され、本件マリーナへえい航された。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近の陸岸寄りに多数の養殖施設が設置されていることを知っており、ふだんから養殖施設を目視で確認して避けていた。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近を十数回航行した経験があり、陸岸から約1.5海里離れていたため、設置されている養殖施設はないと思っていた。</p>
分析	<p>本船は、船長が、のり養殖施設の設置範囲を把握していなかったことから、同施設に進入して同施設が損傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、船首方に竹ざおを視認した際、あなご漁等の漁具と思ったことから、のり養殖施設の竹ざおの近くを航行したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、船長が、のり養殖施設の設置範囲を把握していなかった

	<p>ため、本船が同施設に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事前に航行予定海域の水路調査を行い、養殖施設等の設置範囲を確認しておくこと。</li><li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li></ul>